

## 新年の辭へかへて

(内國社四行)

要する官業労働者兄弟等より、大正十一年の新らしい春は  
眞にありります。

月/然しかり。要する兄弟諸君よりこのお日出度かるへき新春の早々に天下に傳  
せられん。業労働者及び造船題に遭された、軍艦に依る官  
事真が天下に發表されるべきは時は三月中に決定されであらう。

身の毛は立つた。けれども吾々は唯だ恐れてゐる必至はない。日本憲法  
には人民の生存権を認めてゐる。認められてゐる以上國家は人民の侵犯する機  
会を見逃すまい。況や兵器、造船題起るは正義であるとの間に  
權利がある。

要する兄弟諸君よ。吾等は座して餓死する必要はない。憲法で生體権を認めてる  
まゝ、労働者の生存権運動は、労働運動だ。國家が憲法で生體権を認めたら後已  
貸金三圓五十銭も、諸君の團結如何の問題にも行くまい。先秦手書二ヶ年分も、最低  
労働者にして労働者にもらす彼は労働者の仇敵たる事等は新年に横須賀に  
一日間東京に官業労働總同盟第三回定期大会を開催する。そして政府を動かし  
、議會を通じ政黨を動かしよりより効果を得よう。前二月十九日東京在住の  
官業職工の大示威運動を決行する。諸君、新年もお出度いがより以上諸君  
の生活は併要た故に新年早く愛する兄弟の組織ある團を望み来るべき大運  
動に猛然と決起せられん事を、五十万の先業者の爲に切に望みます。

## 權安達見一

大正十一年一月二十二日 大勞動聯盟

を代表して